

第1回柳川市景観審議会 会議録



建設部 まちづくり課

会 議 録

会議名称	平成24年度 第1回柳川市景観審議会
日 時	平成25年2月15日（金） 14時00分～15時30分
会 場	あめんぼセンター AVホール
出席者	<p>【委員】柴田委員、田上委員、高尾委員、山口委員、山田委員、吉原委員、島田委員、石橋委員（8名）</p> <p>【事務局】野田建設部長、大淵まちづくり課長、渡辺まちづくり課長補佐兼国県道対策係長、目野まちづくり計画係長、添島、河口</p>
欠席者	【委員】田中委員、真崎委員、河村委員、栗田委員（4名）
傍聴者	なし
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 4 委嘱状の交付 5 会長、副会長の選出 6 説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 柳川市景観計画の概要について (2) 行為の届出に関する報告について 7 閉 会
会議資料	<p>資料1 柳川市景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 柳川市景観審議会について</p> <p>資料3 柳川市景観条例</p> <p>資料4 柳川市景観条例施行規則</p> <p>資料5 柳川市景観計画について</p> <p>資料6 行為の届出に関する報告について</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>委員の皆様大変お待たせ致しました。委員の皆様方には、大変お忙しい中にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時間を1分過ぎておりますが、只今から第1回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>わたしは、本日の司会進行を努めます 柳川市建設部まちづくり課の大淵と申します。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>これから先は、自席にて座らせて説明させて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。</p> <p>それでは、本日の配布資料の確認をさせて頂きたいと思っております。</p> <p>先ず始めに、本日のレジメが一部と、資料が1～6までをお配りしているところがございます。不足がございましたら お知らせ願いたいと思っておりますけれども、宜しいでしょうか。それでは、早速、次第に沿って進めさせて頂きたいと思っております。まず始めに、金子 健次 柳川市長より、委員の皆さまにご挨拶を申し上げます。市長、宜しくお願い致します。</p>
金子市長	<p>皆さま、こんにちは、2月15日という、あっという間に1月が終わったかと思っていながら中旬になっておりました。</p> <p>今週の月曜日、柳川の春を告げる、さげもん巡りがスタート致しました。おそらくまた週末には、沢山の人がおいで頂くというふうに思います。春暖の頃と申しますか、今日は暖かい一日でございます。</p> <p>本日の柳川市景観審議会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。</p> <p>皆さまには、柳川市の景観審議会の委嘱をお願い致しましたところ、ご快諾をいただきまして誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。</p> <p>また、本日は、お忙しい中、第1回審議会にご出席を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本市には、先人達の知恵と技術によって築き上げた掘割が、市全域を網の目の様に巡る独特の水郷景観がございます。</p> <p>長さに致しますと、博多から東京の手前まで直線で、930キロという長さでございます。柳川市の道路とクリークの長さが同じという事だそうでございます。</p> <p>また、歴史的建造物や史跡が残り、城下町の面影を感じさせる町並みがございます。穏やかに広がる田園風景、恵み豊かな有明海、広大な干拓地の風景等、多様な景観資源が柳川市ならではの景観をつくり出しております。</p> <p>今年のカレンダーですけれども 西日本鉄道のカレンダーの8月に柳川の川下りではなく、ひまわり園、35万本が橋本町に咲きますけれども、柳川市の向日葵を採用して頂きました。</p> <p>また、NTT 東日本のカレンダーの中に、柳川市の川下りを採用して頂いて、市長としても大変嬉しく思ったところでございます。</p> <p>柳川の水の状態を見ていますと、水も満々とした状態で、水の色も良かったような感じが</p>

事務局	<p>致します。</p> <p>本市の景観に関する取組みは、昭和46年から始まっておりまして、川下りコースの掘割沿いを中心に、その付近の重要な遺産や自然を守る為に、柳川市伝統美観保存条例を制定しておりました。</p> <p>その後、平成16年に城下町の面影が残ります、旧市街地の建築物の高さを制限する柳川市建築指導条例を制定する等、積極的に景観形成に取り組んで参ったところでもあります。そのような中、景観法の制定に伴いまして、昨年3月に景観計画を策定、併せて景観条例を制定し、昨年の10月1日から施行致したところでございます。</p> <p>将来の世代に誇りを持って、引き継ぐことのできる景観づくりに積極的に取り組んでいるところでもございます。</p> <p>本審議会は、本市の良好な景観の形成に関する重要な事項について、ご審議頂くために柳川市景観条例第21条に基づき、設置するものでございます。</p> <p>終わりになりますが、景観計画の基本理念でもございます柳川時間の流れる風景づくりのため、本日ご出席の皆様方のお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。</p> <p>どうもありがとうございました。それでは引き続き、次第の2「委員の紹介」に移らせて頂きます。</p> <p>僭越ではございますが、わたしの方からご出席委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元に配布しております資料1「柳川市景観審議会委員名簿」の順にご紹介申し上げます。</p> <p>おそれ入りますが、お名前をお読み致しますので、その場でご起立をお願い致します。始めに、福岡大学 工学部 准教授の柴田 久 様です。 (柴田です。どうぞ宜しくお願いいたします。)</p> <p>次に、九州大学 芸術工学研究院 准教授の 田上 健一 様です。 (宜しくお願いします。)</p> <p>次に、熊本大学 政策創造研究教育センター 准教授 田中 尚人 様は、本日ご欠席されております。</p> <p>次に、九州大学 工学研究院特任助教 高尾 忠志 様でございます。 (高尾でございます。宜しくお願いします。)</p> <p>次に、イゴス環境・色彩研究所 所長 山口 ひろこ 様です。 (山口でございます。宜しくお願いします。)</p> <p>続きまして、福岡県建築士会 柳川支部 山田 一浩 様です。 (山田です。宜しくお願いします。)</p> <p>次に、福岡県宅地建物取引業協会 県南支部 吉原 伸志 様です。 (吉原でございます。宜しくお願い致します。)</p> <p>次に、柳川商工会議所 女性会 真崎 勝子 様は、本日ご欠席されております。</p> <p>次に、柳川市観光協会 島田 隆 様です。 (島田でございます。宜しくお願い致します。)</p> <p>次に、柳川市議会議員 河村 好浩 様は、本日遅れております。</p> <p>次に、福岡県都市計画課課長 栗田 泰正 様は、本日ご欠席されております。</p>
-----	---

事務局	<p>最後に、柳川市副市長の 石橋 義浩です。 (石橋です。宜しくお願い致します。) 以上で委員の紹介を終わらせて頂きます。</p> <p>続きまして、事務局職員をご紹介致します。 まず始めに、建設部長の 野田 彰でございます。 (野田でございます。どうぞ宜しくお願い致します。)</p> <p>続きまして、私が、まちづくり課長の大淵 洋祐といたします。 宜しくお願い致します。</p> <p>次に、私の隣が、課長補佐の渡辺 洋児でございます。 (渡辺でございます。宜しくお願い致します。)</p> <p>その隣が、まちづくり計画係長の目野 隆広でございます。 (目野です。宜しくお願い致します。)</p> <p>その隣が、まちづくり計画係の添島 崇でございます。 (添島でございます。宜しくお願い致します。)</p> <p>同じく、まちづくり計画係の河口 久美子でございます。 (河口でございます。宜しくお願い致します。)</p> <p>今後とも、本市の景観行政への一層のご理解、ご協力を賜りまして、よりよい柳川市ならではの景観づくりを、職員一丸となって進めていきたいと考えておりますので、どうぞ協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、委嘱状を交付させていただきます。 本来であれば、市長より皆様おひとりおひとりに、委嘱状をお渡しするところですが、時間の関係上、皆様を代表いたしまして、福岡大学工学部准教授の柴田 久 様に柳川市長から委嘱状が交付されます。 また、他の委員さんにおかれましては、お席のほうに委嘱状を配布させて頂いておりますので、ご了承をお願いいたします。 それでは、柴田様、前のほうへお進み願いたいと思います。</p> <p>《委嘱状の交付》</p> <p>ありがとうございました。ここで、公務の関係により市長は退席させていただきます。 本日は、委員12名中、8名の委員に現在ご出席いただいておりますので、定数であります委員の半分以上の出席に達しておりますことをご報告いたします。 また、このような各委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。本審議会につきましても、議事録を作成し、皆様のご理解を頂きまして、公開していくこととなります。 公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。</p>
-----	---

	<p>また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。事務局で議事録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、議事録を公表してまいりたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか、ありがとうございます。</p> <p>次に、傍聴についてでございます。</p> <p>傍聴者におかれましては、本会場に掲示しております遵守事項を守り、静穏に傍聴していただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、これより先は、カメラ撮影等は一切お断りしております。これらが守られない場合は、即刻退室していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、柳川市景観審議会の目的、役割等について、事務局よりご説明を申し上げます。</p> <p>《事務局による説明》</p> <p>ただいま、景観審議会の役割等について、ご説明いたしました。何かご質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここで、次第の4「会長、副会長の選出」に入りたいと思います。</p> <p>先程、ご説明しましたように、柳川市景観条例施行規則第12条第1項により、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定めるとされております。</p> <p>委員の皆様の中で、どなたか立候補していただける方はございませんでしょうか。立候補がございませんようでしたら、事務局のほうで指名推薦をしたいと存じますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>異議ないということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、いないということでございますので、会長につきましては、福岡大学工学部において、准教授をされております、柴田委員をお願いしたいと存じます。</p> <p>また、副会長につきましては、吉原委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長に福岡大学工学部准教授 柴田 久 委員、副会長に福岡県宅地建物取引業協会県南支部の吉原 伸志 委員と決定させていただきます。</p> <p>それでは、恐れ入りますが、会長、副会長は、前の席にご移動をお願いいたします。</p> <p>ここで、柴田会長、吉原副会長のご紹介をさせていただきます。</p> <p>柴田会長は、福岡大学に席をおかれまして、景観工学、都市計画学を専門分野とされており、様々な、まちづくりに関する研究や実践に取り組んでいらっしゃるということでござい</p>
--	--

	<p>す。</p> <p>また、福岡県はもとより、長崎県、佐賀県など多くの自治体の各委員会に委員として参加をされておられまして、幅広い分野において活躍されておられます。</p> <p>近隣では、久留米市におきましても、景観審議会の委員を務めていらっしゃるということでございます。</p> <p>また、吉原委員は、地元で長年にわたり不動産業を営まれており、柳川の歴史や風土等について精通された方であり、また、景観計画の策定委員として、第1回策定委員会から策定までの3年間にわたりご尽力いただいております。</p> <p>そのほか、地域づくりの団体であります、まちづくりネットワーク柳川の一員として、生き活きた柳川を築くため、様々な活動に取り組んでいらっしゃるところでございます。</p> <p>それでは、会長、副会長から一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
柴田会長	<p>只今、ご紹介いただきました、柴田でございます。</p> <p>本日 少し早めに柳川の方に入りまして、掘割の周辺を歩いて、また、奮発してうなぎも戴いてまいりまして、徐々に力が漲っているのではなかろうかと思っておりますが、久しぶりに柳川に伺いまして、また、授業で、この水郷の風景の写真を使ったりしております。</p> <p>今日歩いてみて思ったのが、新しくこういう建物が出来ているなどか、新しい場所が出来たなどか、そのような印象がありまして、当然のことながら都市、町というものは、成長していかなければいけないと、大事なのは、柳川らしさとか、魅力ですとか、良さをしっかり保持しつつ、成長していかなければいけないのではないかというふうに思っております。</p> <p>本審議会も、景観計画や条例に関する審議も当然ですけれども、柳川の素晴らしい景観を活かしたまちづくりに、少しでも貢献できるような議論をしていけるかなというふうに思っております。</p> <p>また、今日は、お集まり頂きました委員の皆様、大変実績も多く、また、見識の深い方ばかりですので、お忙しいと思しますので、事務局の方の日程調整も大変じゃないかと思うのですが、大船に乗ったつもりで、会長を拝任したいというふうに思っております。何とぞ、よろしく願いいたします。</p>
吉原副会長	<p>私に副会長の任は重過ぎるじゃなかろうかと思っておりますけれども、長いこと地元で不動産業をさせて頂いております。</p> <p>お陰様で何とか、やらせて頂いております訳でございますけれども、柳川らしい景観というのは、どういうものかというのを、自問自答しながら今まで生活してきております。</p> <p>その中で、住みたくなる町、住んで良かった町をどうしたら作って行けるのかということのを、不動産業という立場から考えております。</p> <p>ただし、建物までは責任もてませんものですから、お進めする程度にしております。私共の仕事は、作品が残っていくわけですね。仕事でございますから、儲けさせて頂けなき</p>

事務局	<p>やいかん訳ですけれども、それでも自分の作品が残されていくと、そういう気持ちで仕事をさせて頂いております。</p> <p>何かと、力不足かと思えますけれども ひとつ宜しくお願い致します。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それではですね、施行規則第12条の第4項に、審議会の会議は会長が議長となるとありますので、これからの進行につきましては、柴田会長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。</p>
柴田会長	<p>はい、それでは、始めていきたいと思えます。</p> <p>続いては、次第の5に移りたいと思えます。</p> <p>(1) 柳川市景観計画の概要について、また、(2) 行為の届出に関する報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>《事務局による説明》</p>
柴田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局からご説明いただきました景観計画の概要、今日は次第がこれだけしかないのです、ちょっと、ゆつらーっと進めて行きたいとおもいます。</p> <p>1つ目の、景観計画の概要について、皆様何か、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。 はい、お願ひします。</p>
高尾委員	<p>九州大学の高尾です。よろしくお願ひします。</p> <p>細かいことを確認したいのですが、景観形成基準の高さの部分について、駅前と城下町地区は16m未満ですけど、城堀地区は10m未満になっていますよね、ここだけ高さを低くしているのは、どういう考え方でしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、城堀周辺地区の高さを抑えておりますのは、元々こちらは、伝統美観保存条例の適応地区がメインとなっております、昔ながらの柳川の雰囲気の色濃く残しているということで、特に重点を置きたいという思いがありました。</p> <p>それで、周辺の状況、ある程度シミュレーションをしまして、雰囲気を壊さない高さというのを色々と検討しまして、その結果、掘割から20mの範囲については、10mの高さに抑えると、それより外れる分については、高さを16mとしているところです。</p> <p>また、16mにつきましては、こちらの地区については、建築指導条例の適用地区がメインとなっております、高さを元々16mということで、抑えておいた地区ですので、そういったところも踏まえて2段階で設定をしております。</p> <p>また、10mの高さにつきましては、掘割から川下りされる方の目線を少し重点的に見ま</p>

	<p>して、圧迫感を与えなかつたりというところで、ある程度、絞って10mの高さに設定しております。</p>
高尾委員	<p>掘割のどういう雰囲気とか、空間を作るのかとかという話で行けば、建物の高さだけじゃなくて、樹木との同系化とか、総合的に空間のイメージが考えられる方が良いと思うのですが、高さ10m以外に関連するような基準が、何かあれば教えて下さい。</p>
事務局	<p>その他につきましては、掘割沿いの敷地につきましては、緑化を積極的に進めて頂くといったところは、1点ございます。 今のところは、それぐらいです。</p>
高尾委員	<p>景観審議会の役割の中でも、景観重要樹木と建造物の指定についての項目がありましたが今後、特に柳川あたりも、樹木が大事だと思うので、景観重要樹木の指定の方針をどういうふうに、今、景観計画の中でどこまで議論されていて、これから、この審議会でどれくらい議論すればいいのかを、具体的に教えて下さい。</p>
事務局	<p>今回、景観計画の中では、景観重要樹木の指定の方針までは策定をしております。 まだ、指定までは至っておりません。候補につきましても、事前にお配りしておるかと思えますけれども、こちらの計画書の中に出しておりますので、今後は、その候補の中、その他も含めまして、指定について議論をお願いしたいと思っております。 指定の方針までは、一応この中で、定めているということでご理解をお願いしたいと思います。</p>
高尾委員	<p>わかりました。</p>
柴田会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
山口委員	<p>イゴス環境・色彩研究所の山口でございます。 景観形成基準の中に、中心市街地のエリアの色彩の基準が書いてありまして、これを教えて頂きたいのですが、建築物の外壁の色彩基準として、「青紫・紫・赤紫」これは、認めないという風になっているんですが、認めないとなった背景、経緯を教えて頂きたいのですが。</p>
事務局	<p>これは、柳川市内のですね、大規模な建物というのをある程度、ピックアップ致しまして、それを全てマンセル値で並べ直しました。</p>

<p>山口委員</p>	<p>その中で、特に、青紫から赤紫については、柳川市内には少ないという状況が1点ございました。</p> <p>それと、もう1点は、代表的な地区毎にですね、建物に色をつけて、シミュレーションを行っております。</p> <p>それを策定委員の皆様方に見て頂きまして、こういった色は相応しくないといったところでですね、ある程度、見て頂いて、そういう中で、青紫から赤紫については、柳川には、無い方がいいんじゃないかといった背景がございまして、今回認めないといった方針を出しているところです。</p> <p>ですので、元々少ないといった点と、実際合わせたところで、柳川には相応しくない、という事で、ここを認めないとしております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今の説明で、背景は分かったんですが、ただ、基準として認めないというふうにするのは、珍しいんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>色相の範囲が、皆さんが見て多分、現実的に、どんな色が存在するのかというのが、この中で分かる人が、あまり居ないんじゃないかと思うんですけども。</p> <p>例えばここに青紫という色相が、どのレベルまで色として使えるか、ということになると、例えば、群青とか、私達が一般的に、濃い青い色ということですね、ロイヤルブルーとか、王室なんかを使うロイヤルブルーとか、そういう色も青紫の色相になるんですね。</p> <p>実は、鮮やか状態での色の状況でしか、言葉では連想しないんですけども、ぐっと彩度を落として行くと、例えば、微妙な色としての彩度の低い、色味があまり感じられない彩度、1とか2とかというレベルで、建築の外装というのは、出てくるんですけどもそのレベルになると、別に使っても良いんじゃないというような色も沢山あります。</p> <p>この認めないというのは、かなり厳しいなというのが、そのシミュレーションが実は数が少ないんだと思います。どういう色を出して見たのか判りませんが。</p> <p>基本的にY-R系が多いというのは、常識なんですけれどもこのフィルムの中に認めないというのは、厳しいというのか、ある意図を持って、誘導を図っていくという事で、積極的にここの地域の個性を出して行くために、ここまでやらないと、個性が見えないというのであれば、それは良いと思うのですが、ここまでする必要があるのかなというのが、ちょっと疑問として、持ったしだいなんです。</p> <p>もう、決まった事なんですよね。</p> <p>すみません、今更ひっくり返すという事は、出来ないと思うのですが。</p> <p>彩度が低いという事は、殆ど色味を感じないんです。</p> <p>ですから、非常に上品で、例えばここの座面は、紫がかっている事は分かります。</p> <p>藤色っぽいところですね、これより更にグレーっぽくなると、実際、建築の外観、建築資材としてあるはずなんですよね、ここまで認めないという、厳密にいうと、キッチンと色を測ると、この色素は出てくるはずなんですよ。</p> <p>それを認めないとなると、かなり厳しいなと思います。</p> <p>それがもっていかうとする 誘導する方向と、相反しているのだったらなるほど、と思うのですが、逆に初めて認めないというのに聞いて、ちょっとびっくりしたので、聞いてみたいと思います。</p>
-------------	--

	<p>自然の今ある景観に調和するという事で、非常に一般的に常識的に考えると、手前にある「黄・黄赤・赤」という色相がほぼ、7割8割方占めるんですね、住宅、建築物の壁面にはですね、これは全部何処もそうなんですけれども ほぼ、特に西日本地域だと、そうなりますし、そこは問題ないんですが、認めないというのは、逆に認めないということが、地域のアイデンティティーになるんだったら、良いんですけど、ちょっと後で問題が出ないかなと、ちょっと心配になったのでお尋ねしました。</p>
柴田会長	<p>はい、お願いします。</p>
田上委員	<p>九大の田上ですが、吉原さんとは、景観委員の時から携わっておりますので、少し補足させていただきます。</p> <p>まず、10m制限は厳しいんですね、実は、建築基準法の第1種低層住居専用地域 10mの高さ制限があつて、除外2mまで、12mまでなんですけれども、これは随分議論になったんですね。</p> <p>事務局、市の方で、過去の確認申請のデータを調べて頂きまして、大体10m以下になると、ここは、ある決断した訳ですよ。</p> <p>12mの除外を作らなくて、10mでいくと。</p> <p>これはですから、景観策定委員のかなり決意だにご理解下さい。</p> <p>色彩もそうなんです、これも随分議論があつて、彩度4も厳しいんじゃないかという意見があつたんですね、金沢が同じような色を認めていませんので、ですからこれをかなりその勇気というか、決断をしたと、誘導して行くんだと、そういう意見が大勢を占めましたね。</p>
吉原副会長	<p>確かに見させて頂いたのは、非常にしっかりした色を見ていたものですからね、ぼかした感じのやつになると、どうなるかというのは、私どもは判りづらいんですけども。キッチンとした色のやつは、それを被せると、とてもじゃないけど見れないという感じになりました。</p> <p>ぼかした色を被せてないから、それが若干私どもも。</p> <p>山田先生の方は、どんな風に、特に建築の方が一番、お尋ねしたいんですけども。</p>
山田委員	<p>建築家の山田です。京都の朱色と云いますか、赤みを帯びた色も、鮮やかさの度合いによって変わります。私達もペンキ屋さんで調合しながら、時々、色見本を作る時がありますが、かなり変わるんですよ。1滴入れるごとに、色はかなり変わります。</p> <p>今後、検討の余地はあるのではないのかなと思います。</p>
吉原副会長	<p>高さについては、最初、9mぐらいの高さをという事で、私どもの方が反対をさせて頂いたからですね。</p>

柴田会長	<p>会長としては、決まった基準について、この議論をどうするか、大変です。</p> <p>ただ、非常に本質的な議論だと思いますね。</p> <p>ただ、今、田上先生がおっしゃっておられましたけれども意気込みというか、やる気を示しているところなんだろうなというふうに思います。</p> <p>ただ、確かに認めないというふうになってくると、後から審議する方も、例えば、青紫が入っているんだけど、デザインとしては、中々良いんじゃないの、という案件が出てきた場合に、どう対応して行くのかなというのが、正直なところ思いましたけれども、でも色々見ていましたら、基準だけで、適応しているか、適応していないかだけの判断で、景観が良くなっている町というのは、殆ど無いので、やっぱり運用の中で、柔軟にしっかりと対応していくというのも 大事なポイントかと思います。</p> <p>そこで1つ質問なんですけれども 審議会が例えばこういう議論をしましたよね。</p> <p>今 こういう議論が、単にこういう話をして終わりという事になると、もったいないというか、よくあるパターンですが、審議会は、大体決まりきった事に対して、判子を捺してもらう会議というのが多いんですけれども色んな町で。</p> <p>景観形成基準について、ご説明頂いて、ここはこういう風に変えた方が良いんじゃないのという審議会内での議論があった時に、事務局としては、どういう対応は考えますとか、ここはもう難しいので、分業でいかせて下さいとか何か、今後の審議会の動きとかお考えがありましたら、お話いただきたいんですけれども。</p> <p>それによって私も議論を盛り上げたりとか、押し上げたりとかしますので、直ぐには答えられないですかね。</p>
事務局	<p>建設部長の野田です。策定委員会で、紫のこういう色は駄目だろうと、決まったんですけれども、今、会長が言われるように、見ようによっては、ぼやっとした紫系は、非常にデザインが良いと、見た目も景観上良いと、そういう事が、実際にあれば、この条例や規則はこの審議会の意見を聴いて改正も出来ますので、そういう方向で審議して貰っても結構だと思います。</p>
柴田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、一旦よろしいでしょうか、この議論は。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
高尾委員	<p>あの、ちょっと間違っているかもしれないんですけれども 今みたいな議論で、基準は守っていないけど、これはなかなか良いぞという時に、適応除外を認めるケースが一応ありますよね、景観法の中で、適応除外を市として、市長の名前で認める時には、景観審議会の意見を聞くというのは、景観を前提としている基本的なフォーマットだと思うんですけれども 今回この景観審議会の役割の中に、その適応除外に関する協議、審議というのが入ってないのは、何か意図があるのですか。</p>

事務局	<p>柳川市景観計画の、32ページの方に「景観形成基準について」という一文を記載しております。</p> <p>その中にはですね、ちょっと読ませて頂きますと、「建築物等の用途や構造上やむを得ない場合等は、景観審議会等の意見を聴き、適応除外となることがあります。」</p> <p>といった部分で、先ほどの説明資料の中には、入れておりませんが景観計画の中には、そういう一文を入れているところです。</p>
高尾委員	<p>この配られた資料2の職務にそれが入ってもいいですね。</p>
柴田会長	<p>今、高尾先生が言われたのは、景観条例の資料を見て言われたわけじゃないんですよ。景観条例の4ページにも入っていないですよ。</p> <p>では、しっかり確認して頂くという事でよろしいですね。</p> <p>非常に大事なポイントだと思いますので。</p> <p>その他にないでしょうか。よろしいですか。</p> <p>よろしければ、もうひとつのですね、行為の届出に関する報告について、ご意見 質問等承りたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
高尾委員	<p>今、目野係長がご説明された件については、柳川市の景観条例には、景観審議会の職務として設定されていないんですけども、それはそもそも景観法に既に、そういう風書いているので、わざわざ上乗せして市の景観条例に書かなかったということでもよろしいですかね。</p>
事務局	<p>広く読んで、景観条例の中に書いてないという事ではなくてですね、読み込めるというところで、記載をしていないというということです。</p> <p>資料3の、柳川市景観条例の4ページ、第21条のカッコ2ですね、「本市の良好な景観の形成に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、及び答申すること」という部分もありますので、こういった部分で読めるんじゃないかと、といったところで特に明記はしていないということです。</p> <p>ですので、先ほど書いております景観計画の一文とこちらを併せて審議は出来るというふうに考えております。</p>
高尾委員	<p>わかりました。</p>
柴田会長	<p>近江八幡とか、そういう景観行政をがんばっているところは、かなり審議会が盾になっているんですね、景観を守る活動にかなり深く入り込んでいるんですね、ですので、柳川</p>

	<p>の今後の景観を守っていく時に、この景観審議会が上手く行政の中で、使われるような、活用されるような方向で行けば良いと思います。</p> <p>多分、高尾先生の意見は、そういうところだと思います。</p> <p>続いて、行為の届出に関する報告、今回8件の届出がありましたけれども 何かご意見、なければ私から1点質問があるんですけど、ご説明の中で基準に適合しているということで、8件というのは、よく分かったんですが、景観形成基準の中にも 既存の町並みと調和した建物の配置をすとかですね、定性的ですけども基準について書いてあるんですが、その辺については、どういうふうにご判断されて、適合しているというふうに考えられるか、難しいところなんですけど。</p> <p>分かりますか、どうでしょう。</p>
事務局	<p>はい。では、定性的な部分というところでは、周辺の景観を見たところで、職員ではありませんけれども 判断したところですよ。</p> <p>特にその辺で問題になるような点がなかったということで、判断をしているところなんですけれども、はい。</p>
柴田会長	<p>これは、卵が先かにかわとりが先か、なんですけれど、結局、審議会に上がってくる時には、ある程度、職員の方が、これはもう大丈夫だという判断が入ったものが上がってくる、若しくは職員の方が、これはちょっと問題があるだろうというような判断が入ったものが、上がってくる訳ですよ。</p> <p>それでいいんですけど、その方が一、職員の方の見解と、専門家の今日集まっておられる先生方の方の見解が違った場合に、なかなか、審議会としては、どう対処していいか、責任問題は どうしていいか、今日の説明の中にも図面の資料は、しっかり見せて頂いたんですけど、なかなか物件の個人情報等もあるので、どこに建つかとか、写真が出せるかどうか難しいんですけど、もう少し周囲の状況に関する情報が、審議会のご説明がある場で、あった方がいいんじゃないかなと、いうのは、コメントですけど出来る範囲で結構ですので、私からの意見です。</p> <p>その他、はいどうぞ、お願いします。</p>
山口委員	<p>イゴス環境・色彩研究所の山口です。</p> <p>私も景観アドバイザーとして、努めさせて頂いている市があるんですけども 審議会では景観アドバイザーが、何をアドバイスしていくのかなと、例えば私が色が専門であって、外観、外壁の色についてという事になるかと思うんですけども。</p> <p>例えば、それは基準に適合しておりました。というふうに、ポンと見せられても、よく判らないんですね、例えば、周辺のエリアがどうなっていて、その中にこの建物が建つということで、非常に調和した色で判断した。とかですね、その全体像が見えないと、よく見せられても そうでしたか、という、ここに書いてあるレベルの報告だけで、終わってしまうんだったら、あまり意味がないんじゃないかなと、今そう思いました。</p>

	<p>それで、他でやっているのは、当然全体のエリアの地図と、その周辺の写真というよりも、我々自体がそこをよく把握していて、そこに今回この地に建てられるということで、なるほどという事で、こちらのほうが良いんじゃないんですか。という話になって行くわけなんです。まさに職員の方がどこまでその辺の、例えば色なら色という点においても 基準に合致しているから良いというだけの判断なのか、でも実は、我々やっているのは、例えば屋根も銀ベースの色に全部中心に、主役になっている駅舎なら駅舎の屋根に合わせて、周辺もそこに合わせて行くというような誘導をやっていくんですね。</p> <p>例えば、これは基準に合致しているんですけども出来る限りこれに近づけて戴けませんかと、こっちを選んで戴けませんかという、お願いをしたりする訳です。</p> <p>そうやって挑戦しながら、全体の景観の持っていきたい方向に持っていくというような、努力を重ねて行くんです。それを1軒1軒に対してやるというような行為をしております。</p> <p>そこまでは、無理にしても何かゾーンがどちらの方向を向いているのか、屋根が基準には合致しているけれども、例えば緑系であるトーンと、今言った銀ベース系であるとか、モノトーン系であるとか。</p> <p>屋根の景観も随分変わってまいりますし、そういうような観点で、我々専門家として見ることが出来る訳なんですけど、逆に言うと、そういう持っている景色を利用して頂けたら良いのになと、ふと思いました。</p> <p>審議会で何処までやるかというのは、勿論あるんですが、今ご報告あった部分に関しては、やっぱり背景というか、全体像が見えるようなものにして頂けたら 良いなということ、それとマンセル値がどうだったという数値をきちんと出して欲しいですね、見当もつかないですね、どういうふうに合致しているのか、というのは、もう少し情報を盛り込んで頂けると、ありがたいなと思います。</p>
柴田会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
高尾委員	<p>審議会としては、その届出した人との協議録を上げるのは、無理ですかね、ここに。</p> <p>私が別に関わっている町の審議会は、必ず事業者との協議録が出てきて、それを読みながら判断するという事もありますし、柴田先生が委員になられております長崎県の公共事業のデザイン支援会議でも、事業担当者とアドバイザーがどういう風に協議して、こういう形にしたのかという経緯を細かく説明した上で、その場に居られる委員会の皆さんが判断されることもあるので、今、山口さんがおっしゃっていた事、周りの環境もちゃんと入れて出してくれないと、判断がつかないわ。と言うのと、併せてですね、どういう経緯でどういう協議をした結果、ここまででいいと、認めたのか、先ほどの定性的な判断の基準も含めて、その経緯が半年ぐらいで8件であれば、それが添付されて出てくると審議会としては、もやもやせずに判断が出来るのかなと、思いますので、検討して頂ければと思います。</p>

柴田会長	それについては是非、検討して頂けますか、大丈夫ですか。
事務局	はい、わかりました。
柴田会長	はい、宜しくお願い致します。
吉原副会長	<p>完成予想図でしょ、完成していないのがほとんどですから。</p> <p>8件の内に、出来ているのもあるかもしれませんが、今建築中というのが、ほとんどかと思うんですね。</p> <p>だからこういう色で作りますよ、というカラーで作った完成予想図でしかないはずなんです。</p> <p>我々は、地元の間人だから、あそこに建築されているんだと、ある程度わかりますが、完成予想図を皆さんで審議されるということでしょうか。</p>
高尾委員	<p>完成予想図だけではなくて、その建設予定地の周辺の写真を一緒に添付するとか、こういう資料が出てきたので、こういう協議をした結果、こういう判断をしましたということをお教え頂けると議論しやすいのではないかと。</p> <p>ちょっと、作業は大変ですけども。</p>
柴田会長	<p>その他、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>まだもう少し、ゆつら一つとできます。よろしいでしょうか。</p> <p>先ほどの話ですが、厚い資料というわけではなくて、最低限、何処に建つか、その現場周辺の写真がないと、なかなか審議のしようがない所があります。しかも基準で認められていますという事であれば、図面で黄色い色が強く出ていますと言われても、もしかしたら現物がそうなる可能性もありますし、場所によってはですね、そんなに色彩が強く出ても、もしかしたら大丈夫だと、市街地の中であれば、可能性はあるわけですね、一律に基準だけで見るのではなくて、もう少し具体的な情報がわかるように、説明頂ければ、審議会の意見も実効性のあるものになっていくと思います。</p> <p>はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか、はいどうぞ。</p>
高尾委員	<p>ちょっと、思い付きですけども、今、山口さんがおっしゃって下さったような色について、単に基準を守っているとか、守っていないとかじゃなくて、もっと良くしていくような事が出来ないかと、この景観計画についてちょっと外れますけど、何か重点的にやる地域を例えば決めてですね、この地域で上がってくる案件については、単純に基準のイエスカノーではなくて、例えば、アドバイザー制度みたいなのがあって、その人に聞きながらより良いものにして行くプロセスに作って行くようなものがプラスしてあると、良いかなと。</p>

	<p>ただし、市全域にやる必要はないと思いますけど、中心市街地とか、沖端とか、観光的に重要なポイント、これから駅周辺には建物が色々建つので、駅周辺のところとか、重点的にどこかの色について、より良いものにするための協議をするプロセス作りを検討されるというのではと思いました。</p>
柴田会長	<p>守るばかりじゃなくて、景観作りを引っ張るリーダー役となるような場所があるといいですね。</p> <p>はいどうぞ、お願いします。</p>
田上委員	<p>建築設計の実務者として、質問なんですけど、この協議自体は、どれくらいの期間がかかるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、今のところ、だいたい1週間から10日ぐらいですね。</p> <p>1回でその資料が出てこない場合等もありますので、その場合は、いったん、戻すなどの作業がありますので、1週間から2週間ぐらいかかっています。</p>
田上委員	<p>アドバイザー制度を活用する場合、更にもう少し期間がかかりますか。</p> <p>その場合、2～3週間ぐらいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。ただ、景観アドバイザーのお願いまではしておりますけれども実際はそこまで、動いていない状況です。</p> <p>ただ、作業等含めると恐らく、田上先生が言われるような期間は、最低でも必要になってくるかと思います。</p>
柴田会長	<p>全国的にスピーディーさを事業者の方は求めますし、建築確認申請にかかる期間と景観計画の規定をちゃんと守っているかという判断期間とのズレに、問題がよく起きているというというのは、全国的に多いんです。行政なり組織間の連携も重要になってくるかと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。 はい、どうぞお願いします。</p>
石橋副市長	<p>柳川市の石橋でございます。</p> <p>行政の立場から、先ほどの件について一言申し上げたいんですけども、先生方の言われることは非常に理解できると、周りの状況を見ながら、これは良いのか悪いのか判断することは非常に景観づくりにとって重要な事だと思うんですが、行政の立場からすると、基</p>

	<p>準にあっていれば、これは、やむを得ないだろうと、というところはあると思うんですね。</p> <p>だからそういう意味ではなかなか、色んな資料を出して良いと思うんですけども、それによって色々議論しても、難しいところがあると思います。</p> <p>ただ、モデル地区を設定して、誘導するという策で、私どもは対応できれば良いなという感じを持っております。</p> <p>ちょっと、後ろ向きの発言で、申し訳ないなと思っておりますが。</p>
柴田会長	<p>出来る限り、そういう行政の苦しい立場を支えていくのが、この審議会だと思うんですね。</p> <p>ですから、うまく審議会を活用、利用して、景観行政をとどこおりなく行えるようにして頂ければなど、私は個人的に思っているんですけども。</p> <p>はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら 次第の6番の「その他」に入りますが、これについて事務局は、何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>特にはございません。</p>
柴田会長	<p>それでは、次第が全て終了しましたので、マイクを事務局にお返し致します。</p>
事務局	<p>本日は、長時間に渡りご審議いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>以上を持ちまして、第1回柳川市景観審議会を終らせて頂きます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>